

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

支援制度情報② 従業員の休業に関する支援

当所では、新型コロナウイルスにより影響を受けた事業所の皆様へ、利用できる支援策の情報を随時発信してまいります。今回は「従業員の休業」に関する支援策です。

雇用調整助成金

労働者を一次的に休業等した場合の休業手当を助成します

大幅に拡充
多くの方が
利用可能に

経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主は下記のような特例措置を受けられます。

【助成率】大企業 2/3、中小企業 4/5（通常は大企業 1/2、中小企業 2/3）

⇒解雇等を行わない場合は 大企業 3/4、中小企業 9/10

【限度日数】通常時 1年間で 100 日

4月1日～6月30日の期間は、上記限度日数とは別枠で利用可能。

【その他の特例措置】

- ・休業等計画届の事後提出が可能（令和2年6月30日迄）
- ・新規学卒採用者など、継続雇用期間が6カ月未満の労働者も対象
- ・雇用保険未加入の労働者の休業も対象
- ・申請書類を大幅に簡素化 など

【問合せ先】ハローワーク三条 TEL 0256-38-5431



三条市雇用安定化事業補助金

社労士さんに手続きをしてもらう場合、
三条市が手数料を補助します

【対象者】三条市内の従業員数 10 人未満の事業主

【補助対象費用】雇用調整助成金の申請にかかる社会保険労務士への手数料

（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみ）

【補助額】1社あたり 1回限り 上限 10万円

【申請方法】ハローワークへ雇用調整助成金を申請した後、必要書類を三条市商工課へ提出

【問合せ先】三条市役所 経済部 商工課 TEL 0256-34-5610

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

当所では、新型コロナウイルスによる事業への影響など、経営に関するご相談窓口を設置しております。お困りごとがありましたら下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞ 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠)

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

最新の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp/kansensho>

※今後も、支援制度情報を随時配信してまいります。本案内は当所 HP 上にも掲載いたします。今後、支援制度情報の FAX 配信を希望されない方は、お手数ですが上記お問合せ先へご連絡ください。